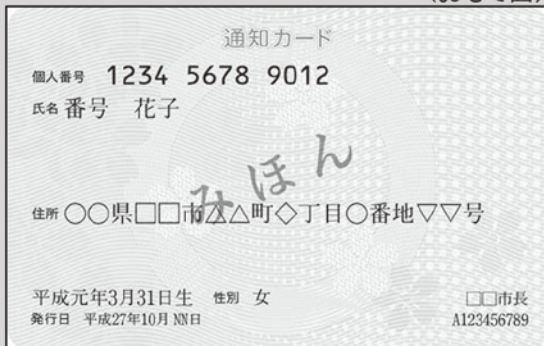


# 引越しの際は、住所の異動手続を忘れずに！

○住民票の住所の異動届（転出届・転入届・転居届など）は、国民健康保険、国民年金、選挙人名簿への登録などにつながる大切な手続きです。

○住民の皆様を送付している 身分証明書となる  
マイナンバーの「通知カード」「マイナンバーカード」  
（個人番号カード）（おもて面）



これらの「住所」は最新のものにする必要があります。

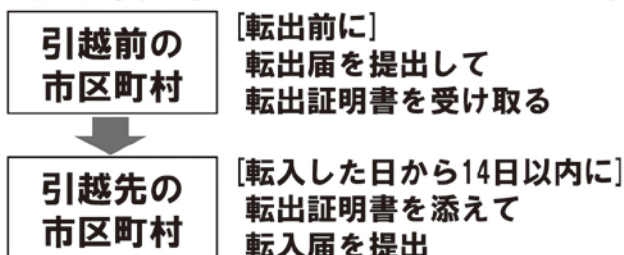
市区町村窓口での「正確な住所の届出」が必要です！  
（法律上の義務です）

入学・就職・転勤等による引越して、住所を異動される方は、

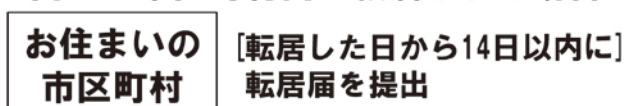
◆住民票の異動の届出を！  
（転出届、転入届、転居届等）

◆マイナンバーの「通知カード」、  
「マイナンバーカード」、  
（個人番号カード）  
「住民基本台帳カード」  
の住所変更の届出も  
お忘れなく！

◎他の市区町村に転出・転入される場合



◎同一の市区町村内で転居される場合



（正当な理由がなく住民票の異動の届出をしない場合、5万円以下の過料に処されることがあります。）

※詳しくは、お住まいの市区町村の窓口へお問合せください。